

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき
A2	2111 訪問型独自サービス11日割			日割の場合	39	1日につき
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき
A2	2211 訪問型独自サービス12日割			日割の場合	77	1日につき
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス13日割			日割の場合	123	1日につき
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2621 訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163	
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12 1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23 1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37 1月につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3 1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12 1月につき
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23 1月につき
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37 1月につき
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3 1回につき
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算	
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算	
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200 1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50 月1回限度
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000 加算	1月につき
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000 加算	
A2	6381 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算	
A2	6382 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算	
A2	6383 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算	
A2	6384 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算	
A2	6385 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算	
A2	6386 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6387 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6388 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算	
A2	6389 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算	
A2	6390 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算	
A2	6391 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算	
A2	6392 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算	
A2	6393 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6394 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。